

令和8年度子ども条例フォーラム開催委託業務 仕様書

1 事業の目的

「高知県子ども条例」の基本理念である、「子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり」への理解を深めるとともに、「高知県子ども計画」（計画期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）の理念等を伝えて、こどもたちが主体的に意見を表明できるフォーラムを開催する。ゲスト講師による講演やディスカッションを通して、こども達がさまざまな価値観に触れて、新たな気づきを得られるように取り組む。

また、本事業の実施内容を動画等のデジタルコンテンツとして発信することで、フォーラム参加者以外の児童生徒や県民への普及啓発を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

3 業務の内容

（1）実施運営に関する業務

項目	事業構成
名称	こうち子ども未来フォーラム2026
開催日程	夏休み期間を第一候補とし、県と協議のうえ決定すること。
開催場所	高知市内 ※公共交通機関での来場が可能な場所とすること。 ※講演やグループワーク等を実施できる十分な広さのある会場とすること。
対象者	県内在住の児童・生徒（中学生～高校生が主な対象、小学生は高学年に限る）
定員	40名程度
内容	下記①から③を基本として当日の事業構成をすること。 ①ゲストによる講演 参加者が将来のビジョンを描けるように、前向きな講演内容とする。 ②参加者の交流 参加者の緊張をほぐせるような取組を実施すること。 ③グループでの話し合い ・「将来の夢」「進路」に関して意見交換できるテーマを1つ以上設けること。 ・参加者が自分の気持ちや考えを気兼ねなく言えるように工夫をすること。 ・会場全体に対して発表する時間を設けること。
参加費	無料

インセンティブ	このフォーラムに参加したからこそもらえるという、特別感のあるインセンティブを用意して、参加者全員に贈呈すること（内容については事前に県の承認を得ること。）。
開催に伴う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・会場に関すること (会場予約、会場との連絡調整、設営・撤去、設営準備、支払い 等) ・ゲスト講演に関すること (出演交渉、連絡調整、講演内容や資料の調整、送迎、支払い 等) ・事前準備に関すること (子どもの環境づくり推進委員会委員への説明、進行台本の作成、参加者募集、参加申込に関する事務作業、名簿管理、参加者からの問い合わせ対応、資料の印刷及び配布(カラー) 等) ・当日運営に関すること (参加者全員のイベント保険加入、受付・司会進行、カラーペンや画用紙等の事務用品の準備 等) ・アンケートに関すること (アンケートの配布及び回収、集計・分析 等) ・動画作成に関すること (フォーラム1日の概要をまとめた動画の作成に必要となる写真・動画撮影、講演、グループでの協議、発表の概要まとめ 等)

(2) ゲストの招請

- ア 県内の中高生からの知名度があるゲストを1名以上、招請すること。
- イ 講演は対面によるものとする。
- ウ 児童・生徒からの質疑応答の時間を設けること。
- エ 撮影(フォーラム中の動画撮影、児童・生徒との写真撮影)について事前に承諾をいただくこと。

(3) ファシリテーターの配置

- ア グループでの話し合いにおいて、各グループ毎に1名以上のファシリテーターを配置すること。
- イ ファシリテーターに対しては、フォーラムの目的及び子どもの意見表明を尊重する進行方法についての事前研修を実施すること。
- ウ 参加者の気持ちを大切に、自由な意見を言える雰囲気づくりを行うこと。

(4) 参加者募集及び広報

- ア 参加者申込フォーム(QRコード)の作成
 - ・参加者がオンラインから申し込みができるようにすること。
 - ・申込時に事前アンケートを実施すること。
 - ・申込時に撮影・公開に関する承諾確認を行うこと。
- イ 募集用ポスター作成及び発送(400部)
 - ・規格：原則A1サイズ(協議のうえ変更も可)
 - ・発送先：高校(44校+分校2校)及び中学校(96校+分校1校)の合計143校と、子育て支援課が別途指定する送付先50か所程度。
 - ・QRコードから申込可能な設計とすること。

- ・子ども条例の説明文を記載すること。
- ・フォーラムの雰囲気が伝わる内容とすること。
(参考：子育て支援課 HP「こうち子ども未来フォーラムの開催状況」
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kodomojyourei-kaisei/>)

ウ 定員を達成するために必要な広報

- ・SNS 広告等を活用すること。
- ・対象年齢層へ効果的にリーチする設定を行うこと。
- ・募集状況を踏まえ広告調整を行うこと。

(5) 記録及び成果物制作

ア フォーラム当日の様子（講演、協議、交流、発表等）を写真及び動画で記録すること（会場内の様子を撮影する旨を、参加者やゲスト等へ事前に伝えること。）。

イ 普及啓発を目的とした動画を制作すること。

【動画仕様】

- ・長さ：3～5分程度
- ・内容：
 - ①講演の様子
 - ②グループワーク風景
 - ③参加者コメント（本人の承諾をいただくこと。）
 - ④全体発表の様子

※BGM、テロップ、場面転換等の編集を適切に行うこと。

※動画の制作にあたり、第三者が所有する著作権その他の権利を使用する場合は、受託者側で必要な手続きを行うこと。

ウ 制作動画は以下で活用可能な形式で納品すること。

- ・YouTube 掲載
- ・県ホームページ掲載
- ・SNS 発信用データ

エ 制作動画は、事前にデータで子育て支援課に提出し、確認を受けたものを納品すること。

(6) その他

ア 契約締結後に業務に関する打ち合わせを行った時は、速やかに議事録を提出すること。

イ 当該事業の実施に必要となるすべての連絡調整等の業務を滞りなく行うこと。

ウ 受託者が本業務の履行に要する一切の経費すべてを委託金額に含むこと。

エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

4 業務推進

ア 「運営マニュアル」を作成し、業務推進体制、業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割を明確に示すこと。

また、災害時や荒天時、けが人や病人が出た場合等の緊急時に対応する危機管理体制や事故処理体制等も、「運営マニュアル」に記載すること。

- イ 施設、設備等の確保や必要な周辺環境等への配慮を行い、事故防止に万全を期すること。
- ウ 法的なトラブル等が発生した場合は弁護士等に相談し、円満な解決を図ること。

5 その他留意事項

- (1) 本委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託決定事業者から提案のあった企画は、一部変更・調整して実施する場合がある。
また、仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- (3) 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (6) 委託者が上記(5)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (7) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (8) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (9) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の適用を受ける。
- (10) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (11) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。
- (12) やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- (13) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (14) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

6 成果品

- (1) 実施報告書(製本1部)
以下を整理し報告すること。

- ・参加申込経路（SNS／学校等）
- ・広告実施内容（媒体、配信期間、ターゲット設定、結果分析）
- ・参加者アンケート結果
- ・満足度・理解度

(2) 制作物等のデータ（DVD-R 1枚）

- ア 実施報告書（「6 成果品（1）実施報告書」で作成するもの）
- イ ポスターのデータはPDF及びaiの2種類を記録すること。
- ウ 動画データ
- エ その他、子育て支援課が指示するものを提出すること。

7 納入期限等

- (1) 納入期限 令和8年10月30日（金）
- (2) 納入場所 高知県子ども・福祉政策部
子育て支援課（高知市丸ノ内1-2-20）